

气象台ノート

震度計と震度観測点

震度とは、地震動の強さの程度を表すもので、計測震度計で観測しています。気象庁の震度階級は「震度0」から「震度7」までの10階級となっており、日本独自の階級です。かつては、職員の体感および周囲の状況から震度を決めていましたが、平成8年（1996年）4月以降は、計測震度計により自動的に観測して速報し、緊急地震速報の発表時にも使用しています。

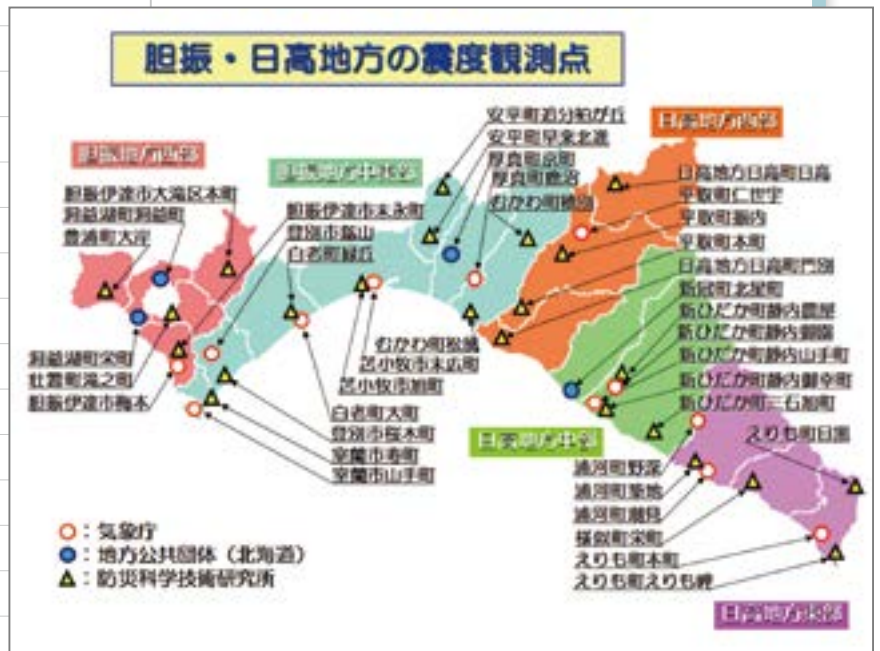
気象庁が発表する震度は、気象庁、自治体などが全国各地に設置した震度観測点で観測し、胆振・日高地方の震度観測点は、全部で39カ所（気象庁：12カ所、自治体：4カ所、防災科学技術研究所：23カ所）あります。

一般的に震度計は観測地点での揺れ（地震動）を計測していますが、地震動は地盤や地形に大きく影響されるため、同じ市町村であっても場所によって震度が1程度異なる場合があります。

例えば、固い岩盤とやわらかい沖積地などは、震源からの距離がほぼ同じでも、震度に差が生じることがあります。

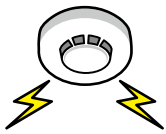
地震の揺れを感じた時や、緊急地震速報を見聞きしたら、まずは座布団など頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難しましょう。けがにつながりますので、火の始末などは揺れが収まってから慌てずに行いましょう。防災訓練などを通じて、いざという時に身を守るよう心がけましょう。

問い合わせ 室蘭地方気象台 ☎0143-22-4249



住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器の設置は、消防法で義務づけられています。町内の設置率は3月末時点で全世帯数の91.9%です。胆振東部消防組合消防署厚真支署では未設置の住宅への普及・促進に取り組んでいます。



問い合わせ
胆振東部消防組合消防署厚真支署
☎26-7119

設置による奏功事例

料理中に居眠り…

住宅用火災警報器で火事を未然防止

昨年、居住者が鍋で調理中に居眠りし、台所一室が白煙で覆われた。住宅用火災警報器の警報音で目が覚め、水をかけて初期消火して大きな火災には至らなかった。

道内の過去10年間の住宅用火災警報器の奏功事例を見ると、最も多い7割が台所と火元を取り扱う場所への設置でした。火元から離れる際は、火を止めるよう心掛けましょう。

人はうっかり忘れてしまう時があります。うっかりから自分の命や大切な家族を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう！！